

ペットボトル資源循環リサイクルに関する事業連携協定書

久喜市とコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社は、令和元年7月24日に締結した包括連携に関する協定書に基づき、ペットボトルからペットボトルへの資源循環型リサイクル事業（以下「本事業」という。）を連携して実施するため、この協定書（以下、「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、久喜市及びコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社の担うべき事項を定め、市民等が排出するペットボトルの資源循環型リサイクルを実施することにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用を推進し、持続可能な環境・経済・社会を目指すことを目的とする。

（役割）

第2条 久喜市及びコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社は、前条の目的を達成するため、それぞれ次の各号に定める役割を分担するものとする。

（1）久喜市の役割

- ア 持続可能な循環型社会の形成に向けた取組みの推進及び広報活動
- イ 市民等への適正なペットボトルの分別の意識啓発
- ウ 市民等に対する本事業への取組に関する情報の提供
- エ 本事業によるリサイクルの適正な実施のための措置

（2）コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社の役割

- ア 市民等が排出するペットボトルなどを原料とする飲料容器用途再生樹脂を使用したリサイクルペットボトルを容器として使用した飲料製品等の製造及び販売
- イ 久喜市が実施する環境意識啓発活動への協力
- ウ 久喜市が実施する環境教育への協力
- エ 久喜市と別途合意する本事業によるリサイクルの適正な実施のための措置への協力

2 久喜市及びコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて内容及び方法について情報を交換し、協議を行う。

（守秘義務）

第3条 久喜市及びコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社は、本事業の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、相手の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。なお、ここでいう第三者にコカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社及び日本コカ・コーラ株式会社は含まれないものとする。

2 久喜市及びコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和4年8月24日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期限が満了する1ヵ月前までに、久喜市又はコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社が書面により特段の申出を行わないとときは、有効期限が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（補則）

第5条 本協定書に定める事項に関して疑義が生じたとき、本協定書に定められた内容を変更するとき又は本協定書に定めのない事項については、協議のうえ、別途覚書を取り交わして決定し、処理するものとする。

以上、本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、久喜市及びコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社それぞれ記名押印又は署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 8月24日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市

市長 梅田修一

梅田修一



埼玉県桶川市加納180番地

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社

ベンディング 関東地区統括部

地区統括部長 市川朋弘

市川朋弘

